



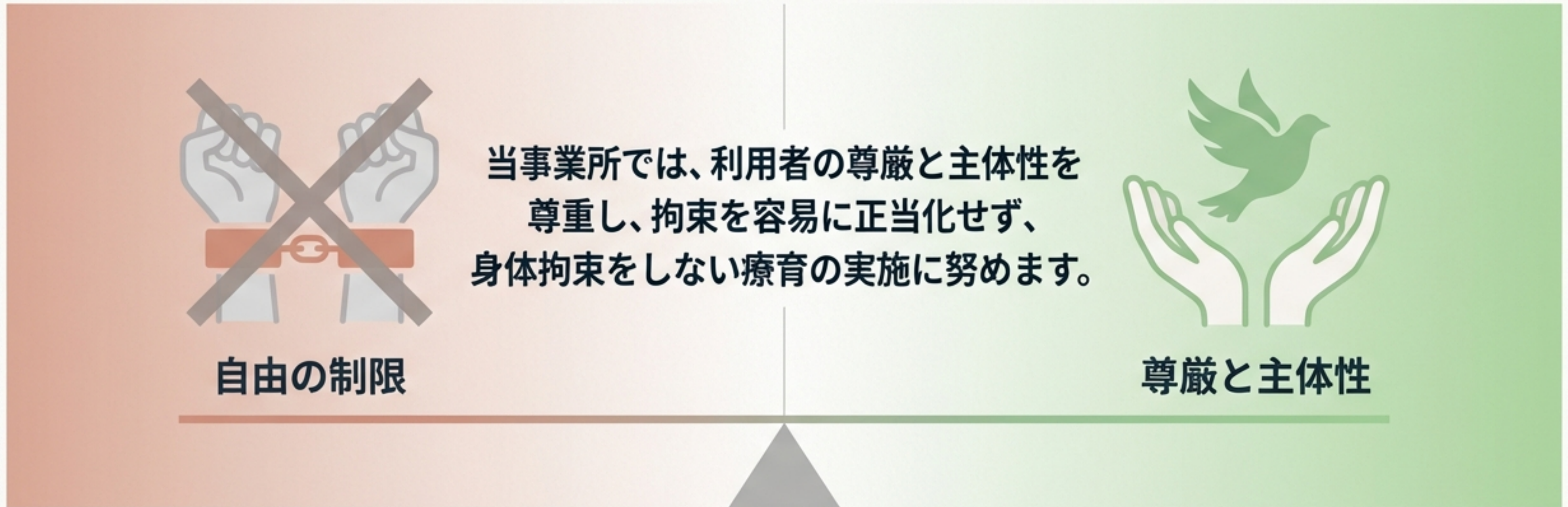
身体拘束等の適正化についての指針

利用者の尊厳と主体性を守るために

対象事業所：児童発達支援・放課後等デイサービスSORA時津

施行日：2025年度～（令和7年5月1日施行）

基本理念：身体拘束は尊厳ある生活を阻むものである



- **自由の制限:** 身体拘束は利用者の活動の自由を制限する行為です。
- **弊害の理解:** 職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を深く理解します。
- **拘束廃止の意志:** 組織全体で「拘束廃止」に向けた強い意識を持ちます。

法的根拠と行動制限の原則

生命を守るための「緊急やむを得ない場合」を除く、全ての制限を禁止します。

原則禁止

根拠法：児童虐待防止法
(児童虐待の防止等に関する法律)

原則：個々の心身の状況・障がい・特性を理解した上で、身体拘束を行わない療育を提供する。

例外

生命または
身体の保護

サービス対象者または他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合のみ例外とする。

身体拘束を行うための「三要件」

以下の3つの要素を「全て」満たす場合のみ、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。



推進体制：身体拘束適正化検討委員会



職員研修と専門性の向上

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したサービスを励行します。



定期研修

年1回以上の実施。



新任研修

新任者に対する採用時の
研修実施。



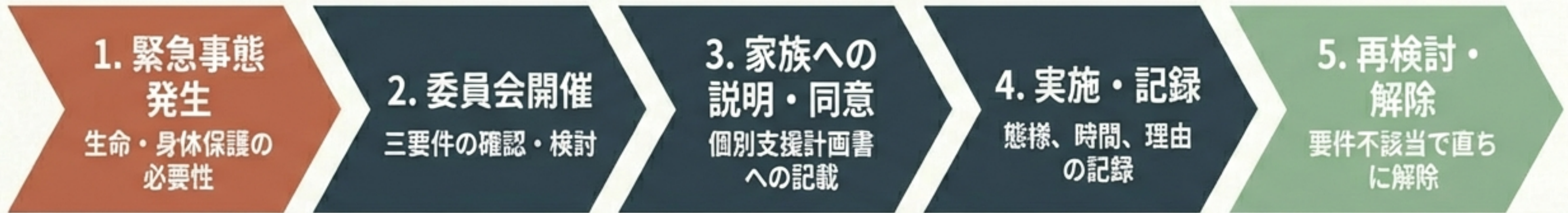
外部研修・その他

外部研修会への参加や
報告など。



記録の保存：研修の実施内容は、紙面または電磁的記録等により保存します。

緊急時・やむを得ず身体拘束を行う場合のフローチャート



手順1：委員会による三要件の評価と決定

要件確認

(Requirements Check)

- ☒ ① 切迫性 (Urgency)
- OK?
- ☒ ② 非代替性 (Non-substitutability)
- OK?
- ☒ ③ 一時性 (Temporariness) -
OK?

代替案の模索

身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるか協議。



決定事項

拘束の方法、場所、時間、期間を具体的に決定。早期解除に向けた取り組みも検討。

手順2：利用者本人・ご家族への説明と同意



説明事項：

- 身体拘束の内容・目的・理由
- 拘束時間（または時間帯）・期間・場所
- 改善に向けた取り組み方法

同意のプロセス：

1. 個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込む。
2. 行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。
3. 延長時は再度状況を確認・説明し、改めて同意を得る。

手順3：実施中の記録と共有

記録専用の用紙

態様	開始時間 / 終了時間	心身の状況	やむを得なかった理由

情報共有

実施した事例や分析結果について、処遇職員全員に周知する。

手順4：再検討と早期解除



条件：記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合。

報告：解除後、利用者・家族等に遅滞なく経過と解除の報告を行います。

継続的検討：身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

情報公開と記録の保存



指針の公表

当施設の「身体的拘束等適正化のための指針」は、当法人のホームページに公表し、いつでも閲覧可能にします。



記録の保存

身体的拘束検討・実施等に係る記録は「5年間」保存します。

保存対象：研修実施内容、委員会記録、個別の拘束記録など。

私たちが常に問いかけるべきこと

身体拘束をしないサービスのため、職員全体で共通認識を持ちます。



Q1. 安易な実施：他の利用者への影響を理由に、安易に身体拘束を実施していないか？

Q2. 本当の緊急性：本当に緊急やむを得ない場合のみと判断しているか？

Q3. 代替案：別の対策や手段は本当にないのか？

Q4. 便宜主義の排除：スタッフの都合や効率を優先していないか？

チームとして、子どもの権利を守る



**身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、
チームでの療育を行うことを基本とします。
それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。**